

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市漁港管理条例等の一部を改正する条例【総務局行政経営部行政経営課】	8
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	16
○ 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局総務部保護課】	32
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	34
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】	35
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子育て支援部青少年課】	36
○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】	41
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	42
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	43
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局総務部企画調整課】	47
◇ 規 則	
○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】	49
○ 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】	51
○ 北九州市平尾台自然の郷条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】	52

◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】5 3
- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】5 7

◇ 公 告

- 北九州港港湾計画の変更の概要【港湾空港局港湾整備部計画課】5 8

◇ 教育委員会

- 指定管理者の指定【子ども家庭局子育て支援部青少年課】6 0
- 指定管理者の指定【教育委員会中央図書館庶務課】6 1

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市漁港管理条例等の一部を改正する条例

指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例を次のとおり設けることにしました。

#### 1 特例を設ける条例

- (1) 北九州市漁港管理条例
- (2) 北九州市病院事業の設置等に関する条例
- (3) 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例
- (5) 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
- (6) 北九州市港湾施設管理条例
- (7) 北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例
- (8) 北九州市環境ミュージアム条例
- (9) 福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例
- (10) 北九州市平尾台自然の郷条例
- (11) 北九州市響灘ビオトープ条例

#### 2 主な特例の内容

- (1) 指定管理者の指定の取消し等を行ったときは、当該指定管理者に代わり、市が施設の管理を自ら行うことにしました。
- (2) 指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った行為は、市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなすことにしました。
- (3) 指定管理者が利用料金を徴収する施設について、(1)により市が施設の管理を自ら行う場合は、市は、当該施設の使用について、利用料金の額に相当する額の使用料を徴収することにしました。

この条例は、令和3年12月17日から施行することにしました。

#### ◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を適正化する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和4年2月20日から施行することにしました。

#### ◇北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 保護施設等は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないことにしました。
- 2 救護施設等は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならないことにしました。

この条例は、令和3年12月17日から施行することにしました。

#### ◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立引野ひまわり学園を廃止することにしました。

この条例は、令和4年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の額を40万8,000円に改めることにしました。

この条例は、令和4年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 北九州市科学館を次のとおり新設することにしました。

(1) 施設の名称及び位置

名称	北九州市科学館
位置	北九州市八幡東区東田四丁目1番1号

(2) 施設の使用料

観覧料	1人1回につき、7,000円以内で教育委員会が定める額			
	定期券	1年	4,000円以内で教育委員会が定める額	
各室使用料	企画展示室	10時～18時	時間外	
		9,920円	1時間又はその端数ごとに1,380円	
	スタジオ	1時間又はその端数ごとに	平日	土曜日 日曜日 休日
			3,750円	4,500円
	多目的スペース		1時間又はその端数ごとに	1,650円
	工房	金属加工室		1,800円
		溶接室		900円
		木材加工室		600円
		設計室		900円
		シャワー室		150円
器具使用料	映像設備	1時間又はその端数ごとに	6,000円以内で教育委員会が定める額	
	音響設備	1時間又はその端数ごとに	3,000円以内で教育委員会が定める額	
	照明設備	1時間又はその端数ごとに	750円以内で教育委員会が定める額	
	その他	1時間又はその端数ごとに	3,000円以内で教育	

	の設備 ・器具	に	委員会が定める額
駐車 場使 用料	区分	大型自動車及び中型自動車	普通自動車
	4時間 まで	1台につき30分又はその端数ごとに250円以内で教育委員会が定める額	1台につき30分又はその端数ごとに100円以内で教育委員会が定める額
	4時間 を超え た場合	1台につき1回2,000円以内で教育委員会が定める額	1台につき1回800円以内で教育委員会が定める額

2 北九州市立たしろ少年自然の家を廃止することにしました。

3 北九州市立児童文化科学館を廃止することにしました。

この条例は、1及び3については規則で定める日から、2については令和3年12月17日から施行することにしました。

#### ◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州産業技術保存継承センターを廃止することにしました。

この条例は、令和3年12月17日から施行することにしました。

#### ◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

自動販売機の設置の許可をする者を公募により決定する場合の使用料の額を、当該公募により決定された者が当該公募の際に提案した使用料の額とすることにしました。

この条例は、令和3年12月17日から施行することにしました。

**◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**

地区計画の変更に伴い、青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域に関する規定を改めることにしました。

この条例は、令和3年12月17日から施行することにしました。

**◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

北九州市立の幼稚園を廃止することにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

**◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、産業技術保存継承センターに関する規定を削除することにしました。

この規則は、令和3年12月17日から施行することにしました。

**◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則**

北九州市国民健康保険条例の一部改正に伴い、出産育児一時金の加算の額を1万2,000円に改めることにしました。

この規則は、令和4年1月1日から施行することにしました。

**◇北九州市平尾台自然の郷条例施行規則の一部を改正する規則**

北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正に伴い、指定管理者の指定の取消し等により市が施設の管理を自ら行う場合は、野外ステージ等の利用の許可の申請書は、市長に提出することにしました。

この規則は、令和3年12月17日から施行することにしました。

北九州市漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第32号

北九州市漁港管理条例等の一部を改正する条例

(北九州市漁港管理条例の一部改正)

第1条 北九州市漁港管理条例(昭和39年北九州市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第25条 市は、管理を指定管理者に行わせる甲種漁港施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(次項及び第3項において「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該甲種漁港施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該甲種漁港施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る届出、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の利用に係る届出、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該甲種漁港施設が別表第3に掲げる甲種漁港施設であるときは、当該甲種漁港施設を利用する者は、第15条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 第13条の規定は、前項の使用料について準用する。

(北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第10条中「昭和39年北九州市条例第24号」の次に「。以下「利用料金等条例」という。」を加える。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第12条 市は、管理を指定管理者に行わせる病院について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該病院の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間（以下「指定の取消し等の期間」という。）、当該病院の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に第2条第2項ただし書の規定により当該病院の診療科目の変更を行ったときは、当該指定の取消し等の期間における当該病院の診療科目は、当該変更後の診療科目とする。

3 第1項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の診療又は病院駐車場の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の診療又は病院駐車場の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

4 第1項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の使用料を納入しなければならない。

(1) 当該病院又は居宅において医療その他の役務の提供を受ける者  
利用料金等条例第2条第2項及び第4項に規定する利用料金の額（同条第2項第2号のときは、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同号の規定により定めた利用料金の額）に相当する額

(2) 当該病院の病院駐車場を利用する者  
当該指定の取消し等を受けた指定管理者が利用料金等条例第3条第1項の規定により定めた利用料金の額に相当する額

5 利用料金等条例第4条第1項、第5条第1項及び第6条並びに別表第2の注書第2項の規定は、前各項の場合について準用する。

(北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の5の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる社会福祉施設について、地

方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該社会福祉施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該社会福祉施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該社会福祉施設が別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設であるときは、市は、当該社会福祉施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 別表第4の規定は、前項の使用料について準用する。

（北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の5の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例）

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる産業観光施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該産業観光施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該産業観光施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該産業観光施設が別表第3の左欄に掲げる産

業観光施設であるときは、市は、当該産業観光施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 別表第3の規定は、前項の使用料について準用する。

付則第5項の前の見出し及び同項から付則第8項までを削る。

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条の5の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第36条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる都市公園等について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（次項及び第3項において「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該都市公園等の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該都市公園等の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該都市公園等が別表第1の2の左欄に掲げる有料施設であるときは、当該有料施設の使用の許可を受けた者は、第11条の2の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 別表第1の2の注書第2項の規定は、前項の使用料について準用する。  
(北九州市港湾施設管理条例の一部改正)

第6条 北九州市港湾施設管理条例（昭和52年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条の6」を「第29条の7」に改める。

第29条の6の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第29条の7 市は、管理を指定管理者に行わせる港湾施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（次項及び第3項において「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該港湾施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該港湾施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該港湾施設が別表第2の左欄に掲げる港湾施設であるときは、市は、使用者から、第25条の2の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 別表第2の規定は、前項の使用料について準用する。

(北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例（平成2年北九州市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第14条 市は、管理を指定管理者に行わせる国際交流施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該国際交流施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該国際交流施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該国際交流施設が別表第2の左欄に掲げる国際交流施設であるときは、当該国際交流施設を使用しようとする者は、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 第4条、第5条及び第7条並びに別表第2の規定は、前3項の場合について準用する。

(北九州市環境ミュージアム条例の一部改正)

第8条 北九州市環境ミュージアム条例（平成14年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第13条 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日からミュージアムの管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、第8条の規定にかかわらず、ミュージアムの管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、ミュージアムの施設等を使用しようとする者は、第5条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 第3条、第4条、第5条第4項、第6条及び第7条の規定は、前3項の場合について準用する。

(福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例の一部改正)

第9条 福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例（平成15年北九州市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の5の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第4条の6 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管

理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日からミュージアムの管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、ミュージアムの管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、ミュージアムを使用しようとする者は、第2条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 第2条第4項及び第3条の規定は、前3項の場合について準用する。

（北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正）

第10条 北九州市平尾台自然の郷条例（平成15年北九州市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例）

第16条 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から自然の郷の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、第11条の規定にかかわらず、自然の郷の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、別表に掲げる自然の郷の施設を使用しようとする者は、第8条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当す

る額の使用料を納入しなければならない。

- 4 第6条、第7条第2項、第8条第4項、第9条及び第10条の規定は、前3項の場合について準用する。

(北九州市響灘ビオトープ条例の一部改正)

第11条 北九州市響灘ビオトープ条例（平成24年北九州市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条の6の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第10条の7 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日からビオトープの管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、ビオトープの管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

- 3 第1項の場合において、ビオトープの施設等を使用しようとする者は、第8条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

- 4 第6条、第7条第2項、第8条第4項、第9条及び第10条の規定は、前3項の場合について準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例第9条の6第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後の北九州市旧古河鋳業若松ビルの使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第33号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第120号の2中「第3項」を「第5項」に、「の規定に基づく長期優良住宅建築等計画」を「に規定する長期優良住宅建築等計画」に、「の規定による同法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請を除く」を「及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。以下この号において同じ」に、

登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号及び第120号の5において同じ。）による適合証（当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる認定基準に適合していることを証明する書類をいう。以下この号において同じ。）及び住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。以下この号において同じ。）を提出しない場合	1件につき49,700円（長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき24,800円）
登録住宅性能評価機関による適合証を提出する場合	1件につき7,200円（長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき3,600円）
住宅性能評価書を提出する場合	1件につき15,000円

を

	円（長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき7,500円）
--	---

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定するその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（以下この号において「確認書」という。）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この号において「確認書等」という。）を提出しない場合	1件につき51,000円（長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき25,500円）
確認書等を提出する場合	1件につき9,300円（長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき4,600円）

に、

「共同住宅等の新築」を「共同住宅等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅（以下この号において「区分所有住宅」という。）を除く。）の新築」に、「登録住宅性能評価機関による適合証及び住宅性能評価書」を「確認書等」に、「113,000円」を「115,000円」に、

床面積の合計が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき181,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額
--------------------------------------	---

を

床面積の合計が、500平方	1件につき183,000円を、認
---------------	------------------

メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	に、
-------------------------	---	----

「355,000円」を「357,000円」に、「639,000円」を「641,000円」に、「1,098,000円」を「1,100,000円」に、「2,027,000円」を「2,030,000円」に、「2,898,000円」を「2,900,000円」に、「3,551,000円」を「3,553,000円」に、

登録住宅性能評価機関による適合証を提出する場合	床面積の合計が、500平方メートル以内のもの	1件につき15,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	を
-------------------------	------------------------	--	---

確認書等を提出する場合	床面積の合計が、500平方メートル以内のもの	1件につき17,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	に、
-------------	------------------------	--	----

「24,000円」を「26,000円」に、「32,000円」を「34,000円」に、

床面積の合計が、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき62,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	を
--	--	---

床面積の合計が、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき64,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	に、
--	--	----

「104,000円」を「107,000円」に、「172,000円」を「

174,000円」に、「215,000円」を「217,000円」に、「228,000円」を「230,000円」に、

住宅性能評価書を提出する場合	床面積の合計が、500平方メートル以内のもの	1件につき62,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額
	床面積の合計が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき96,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額
	床面積の合計が、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき181,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額
	床面積の合計が、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき312,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額
	床面積の合	1件につき482,00

を

		計が、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	0円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	
		床面積の合計が、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき873,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	
		床面積の合計が、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1件につき1,191,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	
		床面積の合計が、30,000平方メートルを超えるもの	1件につき1,442,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	

区分 所有 住宅	確認 書等 を提	床面積が、 500平方 メートル以	1件につき115,000円	ア 認定を受けた長期優良住
----------------	----------------	-------------------------	---------------	---------------

の新 築	出し ない 場合	内のもの		宅建築等 計画の変 更の認定 の申請を する場合 の床面積 は、当該 申請に係 る区分所 有住宅の 長期優良 住宅建築 等計画の 変更に係 る部分の 床面積の 2分の1 （床面積 を増加す る場合に あっては 、当該増 加する部 分の床面 積）とす る。 イ 長期優 良住宅の 普及の促 進に關す る法律第 6条第2 項の規定
		床面積が、 500平方 メートルを 超え1,0 00平方メ ートル以内 のもの	1件につき183,00 0円	
		床面積が、 1,000 平方メー トルを超え3 ,000平 方メートル 以内のもの	1件につき357,00 0円	
		床面積が、 3,000 平方メー トルを超え5 ,000平 方メートル 以内のもの	1件につき641,00 0円	
		床面積が、 5,000 平方メー トルを超え1 0,000 平方メー トル以内のも の	1件につき1,100, 000円	
		床面積が、 10,00 0平方メー	1件につき2,030, 000円	

	トルを超え 20,000平方メ トル以内の もの		により当 該長期優 良住宅建 築等計画 が建築基 準法第6 条第1項 に規定す る建築基 準関係規 定に適合 するかど うかの審 査を受け るよう申 し出る場 合（長期 優良住宅 の普及の 促進に関 する法律 第8条第 2項にお いて準用 する場合 を含む。 ）にあっ ては、第 109号 及び第1 10号の 規定によ り算定し
	床面積が、 20,000平方メ トルを超え 30,000平方メ トル以内の もの	1件につき2,900, 000円	
	床面積が、 30,000平方メ トルを超え るもの	1件につき3,553, 000円	
確認 書等 を提 出す る場 合	床面積が、 500平方 メートル以 内のもの	1件につき17,000 円	
	床面積が、 500平方 メートルを 超え1,0 00平方メ ートル以 内のもの	1件につき26,000 円	
	床面積が、 1,000 平方メー トルを超え3	1件につき34,000 円	

に、

， 0 0 0 平方メートル以内のもの	
床面積が、 3, 0 0 0 平方メートルを超え5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 6 4, 0 0 0 円
床面積が、 5, 0 0 0 平方メートルを超え10, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 1 0 7, 0 0 0 円
床面積が、 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え20, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 1 7 4, 0 0 0 円
床面積が、 2 0, 0 0 0 平方メートルを超え30, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 2 1 7, 0 0 0 円

た金額を加算する。  
。

	もの	
	床面積が、 30,000平方メートルを超えるもの	1件につき230,000円

登録住宅性能評価機関による適合証を提出しない場合		を
登録住宅性能評価機関による適合証を提出する場合		
登録住宅性能評価機関による適合証を提出しない場合	床面積の合計が、500平方メートル以内のもの	

確認書及びその写しを提出しない場合		に、
確認書又はその写しを提出する場合		
確認書及びその写しを提出しない場合	床面積の合計が、500平方メートル以内のもの	

「70,000円」を「73,000円」に、「35,000円」を「36,500円」に、「11,000円」を「13,000円」に、「5,500円」を「6,500円」に、「共同住宅等の増築」を「共同住宅等（区分所有住宅を除く。）の増築」に、「168,000円」を「170,000円」に、「270,000円」を「272,000円」に、「533,000円」を「535,000円」に、「958,000円」を「960,000円」に、「1,645,000円」を「1,647,000円」に、「3,042,000円」を「3,044,000円」に、「4,345,000円」を「4,347,000円」に、「5,326,000円」を「5,328,000円」に、

登録住宅性能評価機関による適合証を提出する場合	床面積の合計が、500平方メートル以内のもの	1件につき19,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	を
-------------------------	------------------------	--	---

確認書又はその写しを提出する場合	床面積の合計が、500平方メートル以内のもの	1件につき22,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	に、
------------------	------------------------	--	----

「36,000円」を「39,000円」に、「49,000円」を「51,000円」に、「92,000円」を「94,000円」に、「160,000円」を「162,000円」に、「261,000円」を「264,000円」に、「321,000円」を「323,000円」に、

	床面積の合計が、30,000平方メートルを超えるもの	1件につき342,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額	を
--	----------------------------	---	---

	床面積の合計が、30,000平方メートルを超えるもの	1件につき344,000円を、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額		
区分所有住宅の増築又は改築	確認書及びその写しを提出しない場合	床面積が、500平方メートル以内のもの 床面積が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件につき170,000円 1件につき272,000円	ア 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請をする場合の床面積は、当該申請に係る区分所有住

のもの		<p>宅の長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積を増加する場合には、当該増加する部分の床面積）とする。</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合（長期優良住宅</p>
床面積が、 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき535,000円	
床面積が、 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき960,000円	
床面積が、 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき1,647,000円	
床面積が、 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき3,044,000円	
床面積が、 20,000	1件につき4,347,000円	

	0平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの		の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。) については、第109号及び第110号の規定により算定した金額を加算する。
	床面積が、30,000平方メートルを超えるもの	1件につき5,328,000円	
確認書又はその写しを提出する場合	床面積が、500平方メートル以内のもの	1件につき22,000円	
	床面積が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき39,000円	
	床面積が、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき51,000円	
	床面積が、3,000平方メートルを超え5	1件につき94,000円	

に

	, 000平方メートル以内のもの	
	床面積が、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき162,000円
	床面積が、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき264,000円
	床面積が、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1件につき323,000円
	床面積が、30,000平方メートルを超えるもの	1件につき344,000円

改め、同表第120号の3中「の規定による同法第8条第1項の規定に基づく

」を「又は第3項に規定する」に改め、同表中

(120)の4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査		1件につき2,200円		を
---------	--	--	-------------	--	---

(120)の4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条に規定する地位の承継の承認の申請に対する審査		1件につき2,200円		に
(120)の4の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項に規定する住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき160,000円		

改め、同表第120号の5中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（」を「登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号において同じ。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第120号の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査及び同法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。）に対する審査について適用し、同日前

に行われた住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「改正前長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査及び改正前長期優良住宅法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（改正前長期優良住宅法第9条第1項に規定する変更の認定の申請を除く。）に対する審査については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に行われた改正法附則第2条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画（同条第3項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する変更の認定の申請（同法第9条第1項及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。）に対する審査については、改正後の別表第120号の2の規定を適用する。この場合において、同号中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

25,500円	24,800円
4,600円	3,600円
115,000円	113,000円
183,000円	181,000円
357,000円	355,000円
641,000円	639,000円
1,100,000円	1,098,000円
2,030,000円	2,027,000円
2,900,000円	2,898,000円
3,553,000円	3,551,000円
17,000円	15,000円
26,000円	24,000円
34,000円	32,000円
64,000円	62,000円
107,000円	104,000円
174,000円	172,000円
217,000円	215,000円

230,000円	228,000円
36,500円	35,000円
6,500円	5,500円
170,000円	168,000円
272,000円	270,000円
535,000円	533,000円
960,000円	958,000円
1,647,000円	1,645,000円
3,044,000円	3,042,000円
4,347,000円	4,345,000円
5,328,000円	5,326,000円
22,000円	19,000円
39,000円	36,000円
51,000円	49,000円
94,000円	92,000円
162,000円	160,000円
264,000円	261,000円
323,000円	321,000円
344,000円	342,000円

- 4 この条例の施行の際現に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により交付されている適合証（長期優良住宅建築等計画が改正前長期優良住宅法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることを証明する書類をいう。）は、改正後の別表第120号の2に規定する確認書とみなして、同号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第34号

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 保護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第11条第1項第3号中「生活指導員その他の」を削る。

第11条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第11条の2 保護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に、「された者で」を「され」に改める。

第29条第2項各号列記以外の部分中「及び」を「又は」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加え、「生活指導員その他の職員に十分に周知する」を「職員に周知徹底を図る」に改め、同項第3号中「生活指導員その他の」を削り、「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第11条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条第2項（同項第3号の感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る部分に限る。）（第38条、第44条（第52条において準用する場合を含む。）及び第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第35号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の児童発達支援センターの項中

「

〃 若松 ひまわり学園	〃 若松区原町12 番34号
〃 引野 ひまわり学園	〃 八幡西区鉄王一 丁目11番30号

を

」

「

〃 若松 ひまわり学園	〃 若松区原町12 番34号
----------------	-------------------

に

」

改める。

別表第4の児童発達支援センターの項中

「

若松ひまわり学園
引野ひまわり学園

を

」

「

若松ひまわり学園
----------

に

」

改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第36号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産する被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第37号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「視聴覚センター」の次に「、科学館」を加える。

第7条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 科学館

別表第2中

「

視聴覚センター	視聴覚機器等の活用により、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図る。	北九州市立視聴覚センター	北九州市八幡西区相生町20番1号
---------	---	--------------	------------------

を

」

「

視聴覚センター	視聴覚機器等の活用により、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図る。	北九州市立視聴覚センター	北九州市八幡西区相生町20番1号
科学館	科学及び技術に関する展示等を行うことにより、科学及び技術への興味及び関心を高め、もって科学技術の振興を担う技術系	北九州市科学館	北九州市八幡東区東田四丁目1番1号

に

	人材の育成を図る		
--	----------	--	--

改め、同表の青少年の家の項中

「

〃	かぐめよし	〃	小倉南区大字頂吉451番地
〃	たしろ	〃	八幡東区田代町9番30号

を

」

「

〃	かぐめよし	〃	小倉南区大字頂吉451番地
---	-------	---	---------------

に

」

改め、同表の児童文化施設の項中

「

	北九州市立児童文化科学館		北九州市八幡東区桃園三丁目1番5号
〃	こども文化会館	〃	小倉北区下津四丁目3番2号

を

」

「

	北九州市立こども文化会館		北九州市小倉北区下津四丁目3番2号
--	--------------	--	-------------------

に

」

改める。

別表第3の2 社会教育関係の表中

「

	その他の器具	1時間又はその端数ごとに	1,800円以内で教育委員会 が定める額	
--	--------	--------------	-------------------------	--

を

」

「

	その他の器	1時間又はその	1,800円以	
--	-------	---------	---------	--

	具	端数ごとに	内で教育委員会 が定める額				
科学館	観覧料	1人1回につき、7,000円以内で教育委員会 が定める額					
	定期券	1年	4,000円以 内で教育委員会 が定める額				
各室 使用 料	企画展示室	10時～18時	時間外		営利の ための展 示会、講 演会等を 主たる目 的とする 使用に係 る使用料 の額は、 規定使用 料の額の 20割に 相当する 額とする 。		
		9,920円	1時間又はその 端数ごとに1, 380円				
	スタジオ	1時間又はその 端数ごとに	平日	土曜日 日曜日 休日			
			3,750円	4,500円			
	多目的スペース	1時間又はその 端数ごとに	1,650円				
	工 房		金属加工室	1,800円			
			溶接室	900円			
			木材加工室	600円			
設計室			900円				
シャワー室			150円				
器具 使用 料	映像設備	1時間又はその 端数ごとに	6,000円以 内で教育委員会 が定める額				
	音響設備	1時間又はその 端数ごとに	3,000円以 内で教育委員会 が定める額				
	照明設備	1時間又はその	750円以内で				

に

			端数ごとに	教育委員会が定める額	
	その他の設備・器具		1時間又はその端数ごとに	3,000円以内で教育委員会が定める額	
駐 車 場 使 用 料	区分		大型自動車及び中型自動車	普通自動車	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	4時間まで		1台につき30分又はその端数ごとに250円以内で教育委員会が定める額	1台につき30分又はその端数ごとに100円以内で教育委員会が定める額	
	4時間を超えた場合		1台につき1回2,000円以内で教育委員会が定める額	1台につき1回800円以内で教育委員会が定める額	

」

改め、同表の青少年の家の項中「たしろ少年自然の家」を削り、同表の児童文化施設の項を次のように改める。

児 童 文 化 施 設	各 室 使 用 料	区分	9時～12時		12時～17時		17時～21時		市外居住者の使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		児童	1時	900円	1,050	1,080	1,290	1,680	

	劇場	間又は	0円	0円	0円	0円	0円	とする。
	その他の室	はその端数ごとに	90円	100円	200円			

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の青少年の家の項及び別表第3の2 社会教育関係の表の青少年の家の項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第38号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の産業技術保存継承センターの項を削る。

別表第3の産業技術保存継承センターの項を削り、同表の展示場の項備考の欄第5項中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和23年法律第178号）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第39号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 公園施設の設置・管理の使用料の表備考の欄中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 売店（自動販売機に限る。）の設置の許可をする者を公募により決定する場合の当該設置に係る使用料の額は、当該公募により決定された者が当該公募の際に提案した使用料の額（当該額が規定使用料の額に満たないときは、当該規定使用料の額）とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第40号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2の青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域の項中

研究開発地区	次に掲げる建築物以外のもの（緩衝地帯（地区施設の緑地に接し、おおむね20メートルの幅を持った帯状の地帯をいう。以下この項において同じ。）内の建築物（緩衝地帯の内外にわたるものを含む。）にあつては、第4号から第6号までに掲げるもの以外のものに限る。） (1) 学校 (2) 研修所又は研究所 (3) 事務所又は工場（研究又は開発を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの (4) 体育館、水泳場その他これらに類するもので市内にある事業所の従業員の福利厚生用に供するもの (5) 共同住宅又は寄宿舎で市内にある事業所の従業員の居住の用に供するもの (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に付属するもの	10分の12		10分の5	500平方メートル（ア欄第4号から第6号までに掲げる建築物の敷地を除く。）	外壁等の面から道路境界線までの距離	2.0メートル		15メートル（緩衝地帯内の建築物に限る。）		
研究開発・福祉関連施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 学校 (2) 研修所又は研究所 (3) 事務所又は工場（研究又は開発を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの (4) 体育館、水泳場その他これらに類するもので市内にある事業所の従業員の福利厚生	10分の12		10分の5	500平方メートル（ア欄第4号、第5号又は第8号に掲げる建築物（同欄第5号に掲げる建築物に	外壁等の面から道路境界線までの距離	2.0メートル		1.0メートル		

を

	<p>の用に供するもの</p> <p>(5) 共同住宅又は寄宿舎で、市内にある事業所の従業員の居住の用に供するもの又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するもの</p> <p>(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に付属するもの</p>				<p>あつては、市内にある事業所の従業員の居住の用に供するものに限る。)の敷地を除く。)</p>				
研究開発・生活関連施設地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの(緩衝地帯(地区施設の緑地に接し、おおむね20メートルの幅を持った帯状の地帯をいう。以下この項において同じ。)内の建築物(緩衝地帯の内外にわたるものを含む。)にあつては、第4号、第5号又は第7号に掲げるもの以外のものに限る。)</p> <p>(1) 学校</p> <p>(2) 研修所又は研究所</p> <p>(3) 事務所又は工場(研究又は開発を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの</p> <p>(4) 体育館、水泳場その他これらに類するもので市内にある事業所の従業員の福利厚生のに供するもの</p> <p>(5) 共同住宅又は寄宿舎で市内にある事業所の従業員の居住の用に供するもの</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の2又は第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に付属するもの</p>	10分の12	10分の5	500平方メートル(ア欄第4号、第5号又は第7号に掲げる建築物の敷地を除く。)	<p>外壁等の面から道路境界線までの距離</p> <p>外壁等の面から隣地境界線までの距離</p>	2.0メートル	1.0メートル	15メートル(緩衝地帯内の建築物に限る。)	

研究開	次に掲げる建築物(市長			500	外壁等の面か	2.0		15メ	
-----	-------------	--	--	-----	--------	-----	--	-----	--

発地区	<p>が別に定める騒音、振動、臭気等により環境の悪化をもたらすおそれのないものに限る。) 以外のもの</p> <p>(1) 学校(緩衝地帯(地区施設の緑地に接し、おおむね20メートルの幅を持った帯状の地帯をいう。以下同じ。)内の建築物(緩衝地帯の内外にわたるものを含む。)を除く。次号、第4号及び第8号において同じ。)</p> <p>(2) 研修所又は研究所</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 工場で研修所又は研究所の用途を兼ねるもの(市長が別に定める業種に属する事業のためのものに限る。)</p> <p>(5) 体育館、水泳場その他これらに類するもので市内にある事業所の従業員の福利厚生用に供するもの</p> <p>(6) 共同住宅又は寄宿舎で市内にある事業所の従業員の居住の用に供するもの</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に付属するもの</p>			平方メートル	ら道路境界線までの距離	メートル	1.0メートル					メートル	(緩衝地帯内の建築物(緩衝地帯の内外にわたるものは、緩衝地帯内の部分に限る。)に限る。)		
生活・業務関連施設地区	<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 令第130条の6に掲げる工場以外の工場</p> <p>(4) 下宿</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(納骨施設を含む。)</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(いずれも緩衝地帯外のもの(緩衝地帯の内外にわたるものを除く。))は、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるものに限る。)</p> <p>(7) 病院</p> <p>(8) 自動車車庫(建築物に付属するものを除く。)</p> <p>(9) 自動車教習所</p> <p>(10) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(11) カラオケボックスその他これに類す</p>			500平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離	2.0メートル	1.0メートル					15メートル	(緩衝地帯内の建築物(緩衝地帯の内外にわたるものは、緩衝地帯内の部分に限る。)に限る。)		

に

るもの (12) 劇場、映画館、 演芸場若しくは観覧 場又はナイトクラブそ の他これに類するもの (13) 遊技場 (14) キャバレー、 料理店その他これらに 類するもの (15) 博物館その他 これに類するもの (16) 公会堂又は集 会場 (17) 倉庫業を営む 倉庫 (18) 危険物の貯蔵 又は処理の用に供する 建築物 (19) 風営法第2条 第6項各号に掲げる店 舗型性風俗特殊営業の 用に供する建築物 (20) 前各号に掲げ るもののほか、市長が 別に定める騒音、振動 、臭気等により環境の 悪化をもたらすおそれ のないもの以外のもの									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第41号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、幼稚園」を削る。

別表第1の学校教育関係の表の幼稚園の項を削る。

別表第3の1 学校教育関係の表の幼稚園の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（北九州市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号イを次のように改める。

イ 教育職給料表（2）削除

第6条第3号イを次のように改める。

イ 教育職給料表（2）級別基準職務表削除

別表第3のイ 教育職給料表（2）の表を次のように改める。

イ 教育職給料表（2） 削除

別表第9のイ 教育職給料表（2）級別基準職務表の表を次のように改める。

イ 教育職給料表（2）級別基準職務表 削除

（北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の10の項第1号中「又は幼稚園」及び「又は教育職給料表（2）」を削り、「高等学校等の教員」を「高等学校の教員」に改め、「若しくは幼児」を削り、同項第2号中「高等学校等の教員」を「高等学校の教員」に改め、「若しくは幼児」を削り、同項第3号及び第4号中「高等学校等の教員」を「高等学校の教員」に改め、「又は幼児」を削り、同項第5号及び第6

号中「高等学校等の教員」を「高等学校の教員」に改める。

（北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 4 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に改め、同条第2号中「（園長を含む。以下同じ。）」を削る。

第3条第1項第1号中「又はイ 教育職給料表（2）」を削る。

（北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

- 5 北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和49年北九州市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園、」を削る。

（北九州市学校応援基金条例の一部改正）

- 6 北九州市学校応援基金条例（平成31年北九州市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園、」及び「、幼児」を削る。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第50号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「産業技術保存継承センター、」を削る。

別表第1中

「

総合食料品小売センター	午前9時30分から 午後6時30分まで	(1) 日曜日（1 2月28日から同 月31日までの間 の日曜日を除く。 ） (2) 1月1日か ら同月4日までの 日
産業技術保存継承センター	(1) 平日 午前 9時から午後7時 まで (2) 日曜日、土 曜日及び休日 午 前9時から午後5 時まで	(1) 月曜日（そ の日が休日に当た るときは、その翌 日） (2) 12月29 日から翌年の1月 3日までの日

を

」

「

総合食料品小売センター	午前9時30分から 午後6時30分まで	(1) 日曜日（1 2月28日から同 月31日までの間 の日曜日を除く。 ）
-------------	------------------------	--

に

		(2) 1月1日から同月4日までの日
--	--	--------------------

」

改める。

別表第3の産業技術保存継承センターの項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第51号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に出産する被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

北九州市平尾台自然の郷条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第52号

北九州市平尾台自然の郷条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市平尾台自然の郷条例施行規則（平成15年北九州市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」の次に「（条例第16条第1項に規定する場合は、市長。次項において同じ。）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第403号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	3台	令和3年1月4日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
	1台	令和3年1月5日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和 3 年 1 1 月 1 5 日	
	1 台	令和 3 年 1 1 月 1 7 日	
	1 台	令和 3 年 1 1 月 2 4 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車 放置禁止区域	1 1 台	令和 3 年 1 1 月 8 日	北九州市小倉北区青 葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	3 台	令和 3 年 1 1 月 1 9 日	
	2 7 台	令和 3 年 1 1 月 2 7 日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	5 台	令和 3 年 1 1 月 2 4 日	
小倉北区自転車放置禁止 区域外	2 台	令和 3 年 1 1 月 1 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 3 年 1 1 月 5 日	
	1 台	令和 3 年 1 1 月 9 日	
	1 台	令和 3 年 1 1 月 1 1 日	
	3 台	令和 3 年 1 1 月 1 5 日	
	1 台	令和 3 年 1 1 月 1 6 日	
	4 台	令和 3 年 1 1 月 1 7 日	
	2 台	令和 3 年 1 1 月 1 8 日	
	2 台	令和 3 年 1 1 月 2 5 日	
	3 台	令和 3 年 1 1 月 2 9 日	

モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁区域	1台	令和3年1月10日	北九州市小倉南区八重洲町16番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	1台	令和3年1月2日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	令和3年1月5日	
	3台	令和3年1月9日	
	2台	令和3年1月15日	
	3台	令和3年1月19日	
	4台	令和3年1月24日	
	4台	令和3年1月26日	
JR若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和3年1月9日	北九州市若松区響南町8番
若松区自転車放置禁止区域外	1台	令和3年1月8日	小石自転車保管所
	1台	令和3年1月12日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	令和3年1月2日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	1台	令和3年1月5日	
	1台	令和3年1月12日	
JR折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	令和3年1月18日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和3年1月12日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6

八幡西区自転車放置禁止区域外	1台	令和3年1月5日	藤田自転車保管所
	1台	令和3年1月8日	
	3台	令和3年1月12日	
	1台	令和3年1月26日	
JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	令和3年1月16日	北九州市戸畑区三六町13番
JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	令和3年1月26日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	1台	令和3年1月2日	
	1台	令和3年1月24日	

北九州市告示第404号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成5年北九州市規則第29号）第2条第4項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を変更するので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市営勝山公園地下駐車場

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和3年12月31日	午前7時30分から午後12時まで
令和4年1月1日	午前0時から午前3時まで及び午前7時30分から午後11時まで

北九州市公告第 8 4 3 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、北九州港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

1 港湾計画の変更の概要

北九州港港湾計画の改訂の概要（平成 2 4 年北九州市公告第 2 6 号）によりその概要を公告した北九州港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	埠頭用地 (ヘクタール)	変更内容
響灘東地区	7	3	3 7 0	1	新規計画

(2) 水域施設計画

ア 泊地

地区名	水深 (メートル)	変更内容
響灘東地区	7	新規計画

イ 航路・泊地

地区名	変更 前後 の別	施設名	水深 (メート ル)	面積 (ヘクタ ール)	変更内容
響灘東地区	前	泊地	1 0	3	既定計画の 変更計画
	後	航路・泊地	1 0	3	

(3) 土地造成及び土地利用計画

土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)		用途
	変更前	変更後	
響灘東地区	3 1	3 2	埠頭用地
	4 7	4 6	港湾関連用地

(4) その他重要事項

物資補給等のための施設

物資補給岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	変更内容
響灘東地区	7	3	370	新規計画

2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港湾整備部計画課

北九州市教育委員会告示第1号

北九州市立青少年の家管理規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第11号）第10条の規定により、北九州市立かぐめよし少年自然の家の指定管理者を次のとおり告示する。

令和3年12月17日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名称	住所	
玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市小倉北区堺町1丁目6番15号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市教育委員会教育長告示第1号

北九州市立図書館規則（昭和47年教育委員会規則第9号）第20条の規定により、北九州市立小倉南図書館の指定管理者を次のとおり告示する。

令和3年12月17日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名 称	住 所	
日本施設協会・図書館流通センター共同事業体	北九州市戸畑区汐井町1番6号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで